

事 務 連 絡

平成28年3月25日

各都道府県・指定都市教育委員会学校体育主管課
各都道府県私立学校主管課
附属学校を置く各国立大学法人担当課
独立行政法人国立高等専門学校機構担当課 殿
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所管する構造改革特別区域法第12条第1項
の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課

スポーツ庁 政策課 学校体育室

組体操等による事故の防止について

学校の設置者は、児童生徒の安全の確保を図るため、その設置する学校において、事故等により児童生徒に生ずる危険を防止することができるよう、必要な措置を講ずるよう努めるものとされています（学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第26条）。

児童生徒の体力・運動能力の向上に向けて体育活動を積極的に展開するためには、体育の授業や体育的行事（運動会等）、運動部活動等における事故防止に努めていただく必要があります。

各教育委員会・学校等におかれては、日頃より、体育活動中の事故防止について取り組んでいただいているところでありますが、依然として、多くの事故が発生している状況にあります。

期間が限定された体育的行事においても、毎年度事故が発生しているところであり、実施に当たっては、校長の責任の下で組織的な指導体制を構築すること、児童生徒の体力等の状況を踏まえて段階的・計画的な指導を行うこと、活動内容に応じた安全対策を確実に講じることなどの措置を講じていただきますようお願いします。

特に運動会等で実施される組体操については、年間8,000件を上回る負傷者が発生し、社会的な関心を集めているところであり、下記の事項を踏まえた措置を講じていただきますようお願いします。その際、別添1の参考資料も御活用下さい。

併せて、その他の体育活動についても、別添2の事故防止に関する参考資料も活用しながら、活動内容に応じた事故防止対策を講じていただきますようお願いします。

なお、スポーツ庁では、来年度、組体操を含む体育的行事における事故事例について分析した事例集を作成し、各教育委員会等に情報提供することとしております。

また、都道府県・指定都市教育委員会にあっては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県にあっては所轄の私立学校に対して、国立大学法人にあっては附属学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体にあっては認可した学校に対して、この趣旨の周知を図るとともに、指導・助言をお願いいたします。

記

1. 各学校においては、組体操を実施するねらいを明確にし、全教職員で共通理解を図ること。
2. 各学校においては、練習中の児童生徒の習熟の状況を正確に把握し、その状況に応じて、活動内容や指導計画を適時適切に見直すこと。万が一、練習中に児童生徒が負傷する事故が発生した場合には、速やかにその原因を究明し、活動内容を見直したり更なる安全対策を講じたりするなどの措置を行うこと。
3. 各学校においては、タワーやピラミッド等の児童生徒が高い位置に上る技、跳んできた児童生徒を受け止める技、一人に多大な負荷のかかる技など、大きな事故につながる可能性がある組体操の技については、確実に安全な状態で実施できるかどうかをしっかりと確認し、できないと判断される場合には実施を見合わせること。
4. 各小学校においては、組体操に関しては小学校での事故の件数が相対的に多いことや、小学校高学年は成長の途中で体格の格差が大きいことに鑑み、在籍する児童の状況を踏まえつつ、事故につながる可能性がある危険度の高い技については特に慎重に選択すること。
5. 各教育委員会等においては、段数の低いタワーやピラミッド等でも死亡や障害の残る事故が発生していることなど、具体的な事故の事例、事故になりやすい技などの情報を、現場で指導する教員に周知徹底すること。

【本件担当】

スポーツ庁 政策課 学校体育室 次世代育成係
電話 03-5253-4111 (代表) 内線 3777

組体操による事故の状況

(独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付のデータより)

1. 組体操による事故

○医療費等の支給件数：平成 23～26 年度の間、年間 8,000 件を上回る
(運動中の事故に占める割合：1.5% (平成 26 年度))

○事故事例が確認できた支給実績 (昭和 44 年度以降の総支給件数)

- ・ 死亡見舞金：9 件 (組体操時の突然死 2 件を含む。)
- ・ 障害見舞金：92 件

○学校種別では、小学校が占める割合が高い (平成 26 年度)

- ・ 小学校が約 6,300 件で、組体操全体の 73%を占める
- ・ 医療費の支給件数を運動種目別に見ると、小学校では、組体操は 4 番目に多い
(組体操は、跳箱運動、バスケットボール、サッカー・フットサルに次いで多い)

○組体操により負傷の部位別に見ると、足・足指部、頭部、手関節、腰部、頸部が多い (平成 26 年度)

2. 組体操の技別の状況 (※平成 26 年度のデータから、組体操の技別が明らかになったものについて集計)

○医療費の支給件数

タワー (1,241 件)、倒立 (1,167 件)、ピラミッド (1,133 件)、肩車 (640 件)、サボテン (487 件)

○死亡見舞金支給事例 (昭和 44 年度以降)

- ・ 確認できた事例 9 件のうち、
 - 練習時の突然死 (2 件) 以外の 7 件中、3 件がタワー
 - 約 1m の高さからの転落により死亡した事例が 2 件 (タワー、肩車)

○障害見舞金支給事例 (昭和 44 年度以降)

- ・ 確認できた事例 92 件のうち、
 - タワー 29 件、ピラミッド 14 件、肩車 11 件、倒立 6 件、サボテン 5 件 等

○負傷部位：

- ・ 「頭部+頸部」の割合
肩車 (27.8%)、タワー (25.6%)、倒立 (13.2%)、ピラミッド (10.9%)、サボテン (8.6%)
(学校における運動中の事故の平均：5.5%)

○タワー・ピラミッドで負傷した児童生徒がいた段 (上中下段何れの段でも事故が発生)

- ・ タワー：最下段 16%、中段 46%、最上段 38%
- ・ ピラミッド：最下段 44%、中段 35%、最上段 21%

(注)「最下段」及び「最上段」以外の段は「中段」として集計。

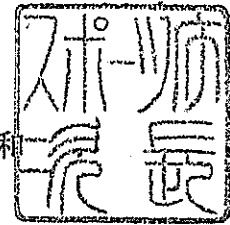


28ス庁第88号
平成28年4月26日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
各指定都市市長
附属学校を置く各国立大学法人学長 殿
各国公立高等専門学校長
独立行政法人国立高等専門学校機構理事長
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を
受けた各地方公共団体の長

スポーツ庁次長
高橋

道



(印影印刷)

水泳等の事故防止について（通知）

標記については、例年関係方面の御協力をいただいているところでありますが、海や河川における水難事故及びプールでの水泳事故等により依然として多くの犠牲者が出ております（別添1、2参照）。

については、今夏における水泳等の事故防止のため、関係機関・団体と密接な協力の下、下記事項及び「プールの安全標準指針」（平成19年3月文部科学省・国土交通省策定）（別添3）を参考として、地域の実情に即した適切な措置を徹底するとともに、衛生管理についても十分御配慮願います。

また、プールの利用が増加する夏季を前に、所管のプールの施設・設備について、安全点検及び確認を徹底していただきますようお願いいたします。仮に、施設・設備に不備があることが判明した場合には、安全確保のための措置が講じられるまでの間は、当該プールの使用を中止するようお願いいたします。

これらの事故防止のための安全確保が図られるよう、都道府県・指定都市及び都道府県教育委員会におかれては、関連する部局・課に周知の上、必要に応じて連携するとともに、都道府県及び都道府県教育委員会におかれては、市区町村及び市区町村教育委員会に通知する際に、市区町村の関連各課にも周知が徹底するよう御配慮願います。

なお、学校における対応については、上記対応に併せて、別紙「学校における児童・生徒等に対する指導等について」にも留意されるとともに、都道府県・指定都市教育委員会教育長におかれては、所管の学校及び市区町村教育委員会に対して、都道府県知事におかれては、所轄の学校法人及び学校設置会社に対して、株式会社立学校を認定した地方公共団体の長におかれては、認可した学校に対して周知されるようお願いいたします。

記

1. プールの施設面、管理・運営面について

- (1) プールの利用期間前に、排（環）水口の蓋の設置の有無を確認し、蓋がない場合及び固定されていない場合は、早急にネジ・ボルト等で固定するなどの改善を図るほか、排（環）水口の吸い込み防止金具についても丈夫な格子金具とするなどの措置をし、いたずらなどで簡単に取り外しができない構造とすること。また、屋内プールにあっては、吊り天井の脱落防止のための点検を行う等の安全対策を講ずること。
- (2) プールを安全に利用できるよう、救命具の設置や、プールサイド等での事故防止対策を行うとともに、適切かつ円滑な安全管理を行うための管理体制を整えること。
監視員については、プール全体がくまなく監視できるよう十分な数を配置し、救護員についても、緊急時に速やかな対応が可能となる数を確保すること。
- (3) プール施設の管理は利用者の命を守る重要な任務であることを踏まえ、安全管理に携わる全ての従事者に対し、プールの構造設備及び維持管理、事故防止対策、事故発生等緊急時の措置と救護等に関し、就業前に十分な教育及び訓練を行うこと。
また、使用期間中に新たに雇用した従事者に対しても、就業前に同様の教育、訓練を行うこと。

2. その他の留意事項について

- (1) 集団で水泳を行う場合には、引率者や指導者の責任分担を明確にして、指導・監督が周知されるようにすること。また、班の編成に当たっては、引率者の指導・監督が全員に行き届く程度の人数に編成すること。
- (2) 海、河川、用水路、湖沼池、プールなどの水難事故発生のおそれのある場所については、必要に応じて防護柵、蓋、危険表示の掲示板や標識の整備、監視員の配備、巡回指導の周知など、市町村、警察署、消防署、海上保安部署、保健所等との協力により点検等を行い、事故防止のため万全の安全確保措置を講ずること。
なお、幼児の水難事故が比較的多く発生しているので、前記の事故防止措置については、幼児の行動にも配慮した万全のものとするとともに、保護者が監督を怠ることがないように、広報等によってこの趣旨の周知を図ること。
- (3) 水泳場を利用する場合、その選定に当たっては、保健所その他の関係諸機関の協力を得て、農業、油、工場廃液、その他浮遊物等による水の汚染状況、水底の状態、潮流などを必ず事前に調査して適切な場所を選定すること。また、水泳区域標識、監視所、救命用具など事故防止のための施設・設備等を確認するとともに、救急体制を確立するよう配慮すること。

スポーツ庁

電話：03-5253-4111（代表）

健康スポーツ課（内線：2685）

政策課学校体育室（内線：2674） [学校体育担当]

参事官（地域振興担当）（内線：3773） [学校プール施設・社会体育施設担当]

学校における児童・生徒等に対する指導等について

- 1 学校における水泳指導の際の安全管理、安全指導等に当たっては、「学校における水泳事故防止必携（新訂二版）」（平成18年6月独立行政法人日本スポーツ振興センター）、「水泳指導の手引（三訂版）」（平成26年3月文部科学省）及び「学校における体育活動中の事故防止のための映像資料」（平成26年3月文部科学省）も参考にされたいこと。

水泳活動中の事故には、スタート時に逆さまに深く入水し、水底に頭部を打ちつけて起こるものが少なくないので、スタートの指導については、個人の能力に応じた段階的な取扱いを重視し、教師等の指示に従い、水深や水底の安全を確かめ、入水角に注意するなど、安全に配慮した慎重な指導を行うこと。なお、小学校の体育及び中学校の保健体育の授業については、学習指導要領において、水中からのスタートを指導するものとしていること。

また、監視体制が十分でなかったことを要因として児童が死亡した事例、一定の技能を身につけている児童・生徒がスタート時の重大事故に遭った事例、入水の際、無理な息こらえや必要以上に深呼吸を繰り返し行わせたことなどによる重大事故事例も報告されているので十分注意すること。

- 2 児童・生徒の水難事故が特に学校の夏季休業に入った直後に多発する傾向にあるので、学校においては、水泳の事故防止に関する心得を十分指導し、PTAなどを通じて家庭にも指導の趣旨を周知するよう配慮すること。
- 3 児童・生徒が個人やグループで水泳や水遊びに出かけるときには、必ず保護者や水泳の熟練者と同行するよう指導するとともに、事前に行き先、帰宅の予定日時、同行者等を家庭に知らせるよう習慣づけること。
- 4 児童・生徒の発達段階に応じて、海水浴・水泳等に関する事故の危険を予見し、自ら回避できるよう学校、家庭、地域において適切に指導するなど安全指導の充実に努めること。

平成27年夏期(7～8月)における水泳等の事故

(警察庁調べ。()内は中学生以下の子供で内数。)

【表1】水難事故者数

	水難事故者数
平成27年夏期	673人 (131)
平成26年夏期	576人 (135)

【表2】場所別死者・行方不明者

	平成27年夏期		平成26年夏期	
	人数	構成比	人数	構成比
海	151(11)	56.6%	109(9)	45.6%
河川	88(12)	33.0%	101(15)	42.3%
用水路	13(1)	4.9%	19(3)	7.9%
湖沼池	10(2)	3.7%	6(1)	2.5%
プール	3(2)	1.1%	2(0)	0.8%
その他	2(1)	0.7%	2(0)	0.8%
計	267(29)	100.0%	239(28)	100.0%

【表3】行為別死者・行方不明者

	平成27年夏期		平成26年夏期	
	人数	構成比	人数	構成比
魚とり・釣り中	61(0)	22.8%	31(1)	13.0%
水泳中	56(7)	21.0%	53(3)	22.2%
水遊び中	44(14)	16.5%	53(17)	22.2%
通行中	22(2)	8.2%	17(1)	7.1%
作業中	9(0)	3.4%	17(0)	7.1%
水難救助活動中	2(0)	0.7%	5(1)	2.1%
ボート遊び中	2(0)	0.7%	4(1)	1.7%
陸上における遊技・スポーツ中	0(0)	0.0%	2(0)	0.8%
その他	71(6)	26.6%	57(4)	23.8%
サーフィン中	5(0)	1.9%	-	-
スキューバダイビング シュノーケリング中	24(3)	9.0%	-	-
その他	42(3)	15.7%	-	-
合計	267(29)	100.0%	239(28)	100.0%

(注)「サーフィン中」、「スキューバダイビング・シュノーケリング中」は平成27年から把握

【表4】年齢層別死者・行方不明者

	平成27年夏期		平成26年夏期		
	人数	構成比	人数	構成比	
子供	未就学児童	8	3.0%	3	1.3%
	小学生	11	4.1%	15	6.3%
	中学生	10	3.7%	10	4.2%
	小計	29	10.9%	28	11.7%
高校生又は これに相当する年齢の者	15	5.6%	12	5.0%	
高校卒業以上に相当する 年齢以上65歳未満の者	133	49.8%	118	49.4%	
65歳以上の者	90	33.7%	81	33.9%	
合計	267	100.0%	239	100.0%	

独立行政法人日本スポーツ振興センターが実施している災害共済給付制度において
スポーツ事故に係る死亡見舞金・障害見舞金を給付した件数

○水泳中の事故等による死亡見舞金の支給件数

※平成27年度は速報値

学校種	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	総計
小学校	2	1	0	1	0	4
中学校	0	0	2	1	0	3
高等学校	0	0	0	1	0	1
総計	2	1	2	3	0	8

○水泳中の事故等による障害見舞金の支給件数

※平成27年度は速報値

学校種	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	総計
小学校	3	4	2	0	0	9
中学校	7	1	1	4	3	16
高等学校	7	3	2	1	2	15
総計	17	8	5	5	5	40

○具体的事例は、日本スポーツ振興センターの「学校事故事例データベース」に掲げており、参照されたい。

28初健食第9号
平成28年5月20日

各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課長
各都道府県・指定都市民生主管課長
各都道府県私立学校主管課長
各国公私立大学担当課長 殿
各国公私立高等専門学校担当課長
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を
受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課長
大学を設置する各学校設置会社担当課長

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課長

和田 勝 行



(印影印刷)

熱中症事故の防止について（依頼）

熱中症事故の防止については、例年、各学校において御対応いただいておりますが、別添1のとおり、依然として学校の管理下における熱中症事故は発生しており、生徒が死亡する事案も生じています。

熱中症は、活動前に適切な水分補給を行うとともに、必要に応じて水分や塩分の補給ができる環境を整え、活動中や終了後にも適宜補給を行うこと等の適切な措置を講ずれば十分防ぐことが可能です。また、熱中症の疑いのある症状が見られた場合には、早期に水分・塩分補給、体温の冷却、病院への搬送等適切な処置を行うことが必要です。

学校の管理下における熱中症事故は、ほとんどが体育・スポーツ活動によるものですが、運動部活動以外の部活動や、屋内での授業中においても発生しており、また、暑くなり始めや急に暑くなる日等の体がまだ暑さに慣れていない時期、それほど高くない気温（25～30℃）でも湿度等その他の条件により発生していることを踏まえ、教育課程内外を問わずこの時期から熱中症事故の防止のための適切な措置を講ずるようお願いします。

また、政府においては、平成25年度から、熱中症搬送者数や死亡者数の急増する7月を「熱中症予防強化月間」と定め、国民や関係機関への周知等を強化して、熱中症の発生を大幅に減らすよう熱中症予防の取組を推進することとしている他、環境省では一般参加が可能な取組として、平成28年5月27日から28日にかけて、全国8ヶ所で「熱中症対策シンポジウム」（別添2）を開催する予定となつて

いる等、各省庁も連携して熱中症の予防を推進しています。

各教育委員会等におかれては、「学校における体育活動中の事故防止のための映像資料」（平成26年3月文部科学省）、「『体育活動における熱中症予防』調査研究報告書」（平成26年3月独立行政法人日本スポーツ振興センター）及び「熱中症環境保健マニュアル」（平成26年3月改訂環境省）等を参考として、関係者に対して熱中症事故防止に必要な事項の理解を徹底されるとともに、「熱中症予防強化月間」についても、その趣旨を踏まえて熱中症予防に取り組むようお願いいたします。

なお、都道府県教育委員会においては、域内の市区町村教育委員会及び所管の学校（大学を除く）に対し、都道府県私立学校主管課においては、所轄の私立学校等に対し、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課においては、所轄の学校設置会社の設置する学校に対しても周知するようお願いいたします。

【参考資料】

環境省熱中症予防情報サイト <http://www.wbgt.env.go.jp/>

（印刷して利用できる普及啓発資料の他、熱中症対策の情報が充実しています。）

学校における体育活動中の事故防止のための映像資料（DVD）（平成26年3月 文部科学省）

「体育活動における熱中症予防」調査研究報告書

（平成26年3月 独立行政法人日本スポーツ振興センター）

「熱中症を予防しようー知って防ごう熱中症ー」（パンフレット）

（平成26年3月 独立行政法人日本スポーツ振興センター）

「熱中症環境保健マニュアル」（パンフレット）（平成26年3月改訂 環境省）

学校防災のための参考資料「生きる力」を育む防災教育の展開

（平成25年3月改訂 文部科学省）

小学校教職員用研修資料（DVD）「子どもを事件・事故災害から守るためにできることは」

（平成21年3月 文部科学省）

中学校・高等学校教職員用研修資料（DVD）「生徒を事件・事故災害から守るためにできることは」

（平成22年3月 文部科学省）

【本件照会先】

文部科学省初等中等教育局

健康教育・食育課学校安全係

電話：03-5253-4111（内線2917）

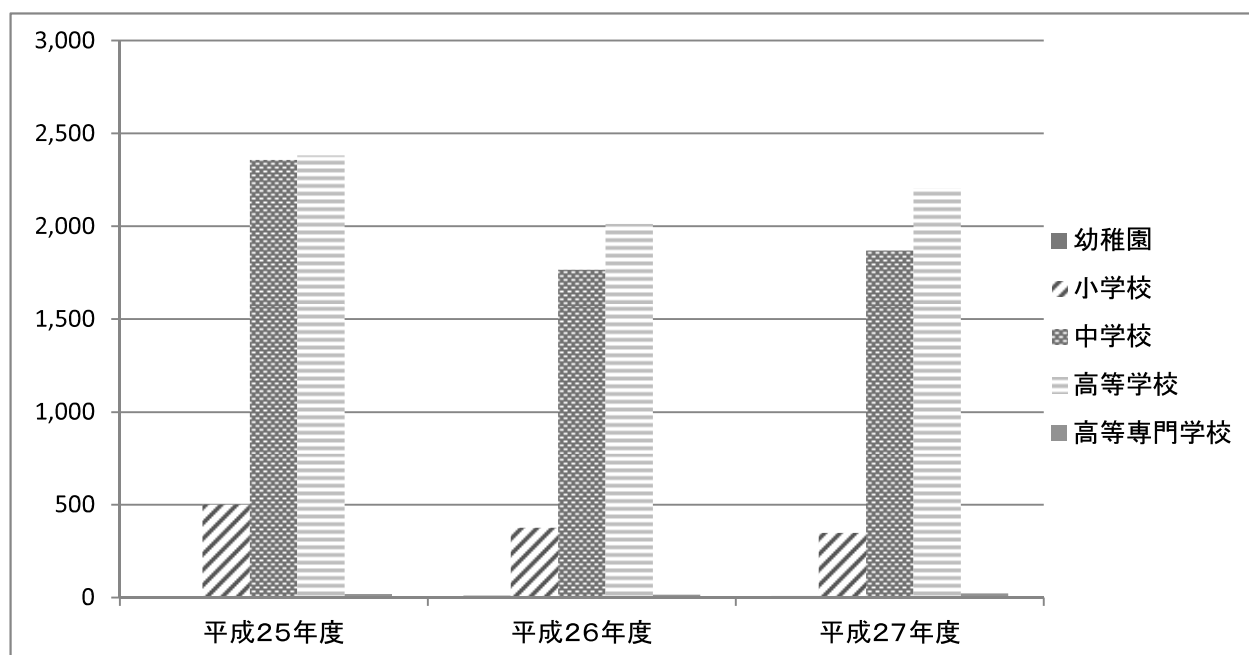
FAX：03-6734-3794

学校の管理下における熱中症の発生状況

	平成25年度	平成26年度	平成27年度
幼稚園	7	10	9
小学校	500	376	348
中学校	2,358	1,766	1,869
高等学校	2,381	2,013	2,204
高等専門学校	18	16	22
計	5,264	4,181	4,452

(独立行政法人日本スポーツ振興センター調べ)

※上記は、学校の管理下における熱中症に対して医療費を支給した件数である(平成27年度は速報値)



事務連絡
平成28年8月18日

各都道府県・指定都市教育委員会学校体育主管課
各都道府県私立学校主管課
各国公私立大学担当課
各国公私立高等専門学校担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を
受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課
大学を設置する各学校設置会社担当課
御中

スポーツ庁政策課学校体育室
文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

熱中症事故の防止について（通知）

熱中症事故の防止については、「熱中症事故の防止について（依頼）」（平成28年5月20日付け28初健食第9号）で、関係者に対する熱中症事故防止に必要な事項の理解の徹底及び事故防止のための適切な措置を講ずるようお願いしているところです。

このたび、中学校の運動部活動中に熱中症により病院に搬送された生徒が、後日死亡するとの事案が発生しております。

あらためて、別紙の資料も参考として、関係者に対して熱中症事故防止に必要な事項の理解を徹底され、事故防止のための適切な措置を講ずるようお願いいたします。

なお、都道府県教育委員会学校体育主管課においては、域内の市町村教育委員会及び所管の学校（大学を除く。）に対し、都道府県私立学校主管課においては、所轄の私立学校等に対し、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課においては、所轄の学校設置会社の設置する学校に対して周知するようお願いいたします。

【本件担当】

スポーツ庁政策課学校体育室指導係
電話 03-5253-4111（代表）内線 2674
文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課
学校安全係
電話 03-5253-4111（代表）内線 2917

【参考資料】

- 学校における体育活動中の事故防止について(報告書)〔文部科学省〕
http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/jyujitsu/1323968.htm

- 学校における体育活動中の事故防止のための映像資料〔文部科学省〕
<https://www.youtube.com/playlist?list=PLGpGsGZ31mbBZpfbIZpdamkuUGAZsFHsX>

- 体育活動における熱中症予防 調査研究報告書〔(独)日本スポーツ振興センター〕
- 熱中症を予防しようー知って防ごう熱中症ー〔(独)日本スポーツ振興センター〕
<http://www.jpnsport.go.jp/anzen/kankobutuichiran/tabid/467/Default.aspx>

- 学校でのスポーツ事故を防ぐために(報告書)〔(独)日本スポーツ振興センター〕
https://www.jpnsport.go.jp/anzen/anzen_school/bousi_kenkyu/tabid/1808/Default.aspx

- 教材カード(熱中症関係)〔(独)日本スポーツ振興センター〕
http://www.jpnsport.go.jp/anzen/anzen_school/card/tabid/519/Default.aspx

平成28年6月9日

各都道府県・指定都市教育委員会学校体育主管課長
各 都 道 府 県 私 立 学 校 主 管 課 長 殿
附 属 学 校 を 置 く 各 国 立 大 学 法 人 担 当 課 長

スポーツ庁政策課学校体育室

武道必修化に伴う武道の安全管理の徹底について（依頼）

中学校学習指導要領における保健体育科での武道必修化に伴う武道の授業の安全かつ円滑な実施について、平成24年3月9日付け23文科ス第918号「新しい学習指導要領の実施に伴う武道の授業の安全かつ円滑な実施について」により依頼いたしました。

平成28年度も引き続き、中学校における武道の授業の実施に当たり、指導者、指導計画、施設設備・用具、事故発生時の対応等の指導体制について御確認いただくとともに、特に柔道を行う各学校については、安全管理の徹底を図る中で、保健体育科での本年度の柔道の授業の開始前に、別添について御確認いただき、より安全に指導できる体制にしてくださいようお願いします。また、柔道の指導体制について御確認いただいた結果については、実施要領（別紙1）及び回答・集計要領（別紙2）に基づき、集計票を作成の上、平成28年7月14日（木）までに下記提出先まで御提出いただきますようお願いします。

このことについて、各都道府県・指定都市教育委員会学校体育主管課におかれては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会等に対して、各都道府県私学担当主管課におかれては所轄の私立学校に対して、各国立大学法人担当課におかれては附属学校に対して、この趣旨について周知及び調査結果を取りまとめていただくとともに、適切な対応がなされるよう御指導をお願いします。

（本件問合せ先・調査提出先）

スポーツ庁政策課学校体育室
指導係 原、渡邊
電 話 03-6734-2674
ファクシミリ 03-6734-3790
電子メール staiiku@mext.go.jp

柔道の指導体制にかかる確認事項

(1) 指導者について

イ) 平成28年度に柔道の授業を開始する時点^{*1}において、一定の指導歴又は研修歴を持った教員が指導に当たることができる体制^{*2}になっているか。

※1 実際に授業の開始を予定している時点であり、年度当初の4月とは限らない。

※2 例えば、複数の担当教員がいる学校で、一定の指導歴及び研修歴を持たない教員が単独で授業を担当する場合は「指導に当たることができる体制」に該当しないが、当該教員が今後授業開始までに指導をし得るような一定の研修を受ける予定の場合は該当すると考えられる。

ロ) イ) の体制が確保できない場合、適切な外部指導者の協力を得ることになっているか。

【留意点】

指導者が一定の指導歴又は研修歴を持たない教員である場合は、教育委員会や柔道関係団体にある人材データバンク等を活用し、退職警察官等外部指導者の協力を得ること。また、指導歴及び研修歴が浅い教員については、授業の開始時点までに十分に研修の機会を確保すること。

(2) 指導計画について

3年間を見通した上で、学習段階や個人差を踏まえ、段階的な指導を行うなど安全の確保に十分に留意した計画となっているか。

【留意点】

問題点が判明した場合、指導計画（例えば単元計画等）を修正し、無理な計画での授業は行わないこと。また、必要に応じ、都道府県柔道連盟等の協力を得て、外部指導者によるアドバイスを受けること。

なお、「柔道の授業の安全な実施に向けて」（平成24年3月）、学校体育実技指導資料第2集「柔道指導の手引（三訂版）」（平成25年3月）を踏まえ、安全に柔道の指導を行う観点から特に以下の点について配慮が求められること。

① 3年間の指導を見通した上で、各学年で適切な授業時数を配当し、効果的、継続的な学習ができるようにすること。

第1学年及び第2学年においては、受け身の練習を段階的かつ十分に行った上で、指導する技や時期を定め、技と関連させた受け身の指導を行うこと。また、受け身がとれるようになった後、投げ技のかかり練習や約束練習など、段階的に練習を行うこと。その際、固め技について自由練習やごく簡単な試合で攻防の楽しさを味わわせることが考えられること。

さらに、第3学年においては、生徒の技能の上達の程度等を踏まえ、安全上の配慮を十分に行った状態で、使用する技や時間を限定するなどして簡単な試合までを計画することも考えられること。

② 生徒の学習段階や個人差を踏まえた無理のない段階的な指導を行うこと。

なお、学習指導要領の解説で示している「大外刈り」などの技については、あくまでも例示であり、記載された全ての技を取り扱わなければならないものではないこと。

(3) 施設設備等について

施設設備及び用具の安全が確保されているか。特に体育館を使用する場合は、例えば畳のずれを防ぐ措置など柔道を行う場の安全が確保されているか。

【留意点】

十分でない場合は、早急に施設設備及び用具の安全の確保策を講じること。

(4) 事故が発生した場合の対応について

事故が発生した場合の応急処置や緊急連絡体制など、対処方法について関係者間で認識を共有しているか。

【留意点】

十分でない場合は、早急に事故が発生した場合に対応できる体制を整備すること。